

第1回図書館WT（ヒアリング参考資料）

2020年8月27日

日本博物館協会 半田昌之

博物館の現状

- * 館種：総合、歴史、美術、郷土、自然史、理工、動物園、水族館、植物園、動水植
- * 設置：国、都道府県、市町村、公益法人等、会社個人等
- * 運営：直営、独立行政法人（国・地方）、指定管理、運営委託

1. 平成30年度 社会教育調査にみる博物館の数

★全施設数：5,744

◆登録博物館・博物館相当施設：1,287（22.4%）

◆博物館類似施設：4,457（77.6%）

2. 令和元年度 博物館総合調査にみる運営実態(N値 2,314館)

★常勤職員数（中央値）：3名（内、学芸員資格保有者 1名）

・職員構成例；館長1名、事務1名、学芸1名

・平均値の常勤職員数は7名

★入館有料施設（常設展）：64.7%（登録・相当も有料が高率）
補償金請求権の支払い主体・実質的な負担者との関連（*）

◆博物館の現場が感じている課題

・財政面の厳しさ：79.0%

・情報のデジタル化が進まない：73.9%

・職員が不足：73.2%

・必要な資料整理が進まない：70.9%

3. 厳しい状況の中で行われている著作物のレファレンス

◆機能としての重要性は認識 ⇨ 業務体制の未整備

◆類似施設が図書館「等」の施設になるには個別指定が必要
（参考資料）

* 博物館法第23条

公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。但し、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる。

* 博物館の状況について（今回のWTの論点関係）

- ◎博物館に蓄積されている著作物について、館内での展示・閲覧だけでなく、デジタル化されたデータの活用については、施設現場における情報のIT化の進展に伴い、利用者からのニーズも確実に増えている。
- ◎今般のコロナ禍の下での博物館事業においても、休館等により来館できない利用者からの資料利用についてのニーズも増加しており、現場の運営においても、著作物情報のデジタル化と活用は、検討すべき課題として重要視されている。
 - HP、SNS等を利用したコンテンツ情報発信
 - 在宅で利用できる教材等の提供（館内でのワークショップで使用
する資料等の配信等）
- ◎権利制限規定のデジタル化・ネットワーク化への対応は、博物館界としても歓迎すべき方向と捉えている。今後の検討に際しては、権利者の利益保護の担保を前提としつつ、利用者の利便性向上とともに、現場での運用基準の明瞭化による業務の円滑化と効率化が図れる制度設計を望みたい。
 - デジタルデータの提供媒体の拡大；メール等の利用は必須
 - データの流出防止；施設ごとの対応は、更新される技術へのアップデートを含め困難コスト的にも困難
- ◎一方、博物館での実際の運用については、従来規定への対応を含め、その実態が十分に理解されておらず、博物館特有の状況の把握とともに、同業務に対する対応体制の多様な実態を踏まえた上での議論が求められる。
 - 図書館等の「等」に該当する博物館の位置付け
現行博物館法における「博物館」の規程と施設側の意識のずれ
 - 館種・設置者・規模・運営形態の多様性
 - 対象となる著作物の多様性（立体/平面、美術品/文献）
 - 著作物に関するレファレンス体制に施設ごとの差異
機能としての独立性、専門職員(司書)等の配置等
- ◎今後、博物館におけるデジタル化・ネットワーク化促進については、博物館全体の制度整備とともに、著作権全般に対する理解促進とともに、各施設における機能充実、独自のガイドライン等の作成等を視野に入れた取組が求められる。

* 参考資料

- ・平成27年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について(抜粋)
(平成28年2月24日 法制・基本問題小委員会)

II 各課題の審議の状況

第3章 著作物等のアーカイブ化の促進 第2節 検討の状況

著作権法第31条の「図書館等」の範囲の拡充については、平成27年6月22日付で著作権法施行令第1条の3第1項第6号に基づく指定を行った。すなわち、博物館法第2条第1項に規定するいわゆる登録博物館又は同法第29条に規定するいわゆる博物館相当施設であって、営利を目的としない法人により設置されたものが「図書館等」に含まれることとなった。これにより、著作権法第31条第1項第2号により資料の保存のため必要がある場合に複製を行える施設範囲が拡充された。指定の範囲に含まれない施設については、各施設からの要望に応じ、引き続き個別指定にて対応を行うこととされた。